

日 時 平成29年3月4日（土）19:00～20:30

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者（会長）中原 （副会長）大上、高岡、舟木

（町内会長）今井、金馬、小川、秋本、黒田、山中、横山、白石、小林、桑原

（グループ代表）鈴木、斎藤、中西 （事務局）妹尾、淵側

（市民センター）一浦 （欠席）川瀬

<敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①今後のスケジュールについて

予算調整会議の第1回を3月8日に実施し、3月18日までには終わらせる。3月25日の第11回理事会は新旧合同で行い、総会に付議する事項について審議する。会計監査を4月8日までに済ませ、総会の議案書を4月13日の広報くさつの配達日に合わせて新会長宅へ配達するので、全戸配付していただきたい。総会を4月23日に開催する。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

なし。

2. 審議事項

(1) 施行細則改正(案)について

第6条（役員の選出）第1項の「会長の選出にあたり、会則第9条第1項の規定によることが困難な場合は、理事会にて前年度の役員の中から候補者を選定するものとする。」を、「次年度の会長候補者の選定については、理事会に選考委員会を設けてそこで協議し、その結果を理事会に付議するものとする。なお、選考委員会において適任者が見つからない場合は、理事会にて当年度の役員の中から候補者を選定するものとする。」とし、第2項の「監事については、理事会にて前年度の役員の中から候補者を選定するものとする。」を、「次年度の監事については、理事会にて当年度の役員の中から候補者を選定するものとする。」と改正したい。

【結論】全員賛成で議決。

(2) 事務局職員就業規則(案)について

草津市から草津市コミュニティ事業団に労務管理、会計管理、税務管理に関する各まちづくり協議会への相談、指導の事業を委託している。この就業規則については、厚生労働省のモデル就業規則をベースにし、コミュニティ事業団から委託した小澤事務所に相談しながら作り上げた。実際に運用しながら、不具合があれば変更していきたい。

【大上】皆さんの意見をききたいが、定年が75歳になっているのは余りにも高すぎる。これを今後65歳に改正するとなると不利益になるので、採用時の75歳の適用を受けた人たちは既得権益として75歳というのが残ってしまう。一般的にみたら、65歳にして本人の健康状態や能力があれば再雇用できるという制度を設けておくべきでは。もう一点。事務局長に定年がないというのは、あるべき形としてはおかしい。同じように、本人の健康状態や能力を考慮して例外措置を設けていけばよいのでは。

【中原】高齢者の雇用の確保に関する法律があり、希望する人には65歳までの雇用を確保しなければならないことになっていて、それに基づいた措置として3つある。1つは、定年は60歳として、その後再雇用して65歳までは雇用を確保する。2つ目は、定年を65歳とする。3つ目は、定年をなくす。ほとんどの企業は1つ目の方法をとっているが、中小企業の中には人材確保ということで、2つ目や3つ目の方法を採用しているところがあると聞く。ほとんどの企業が1つ目の方法をとっていることからすれば、今の日本の実態としては大方の趨勢であろうが、あと2つの方法があり、実際に取り入れている企業もあって、これは問題ないと私は思う。

【大上】75歳まで雇用を保障するというのは、ちょっと長いのではと私は思う。初めに決めてしまうと既得権益として残ってしまうから、そこはきっちりと議論して、後に引き継ぐ人たちがみてもおかしくないという形にしておくべき。議論しないで進んでしまうと、なんやという話になると思う。議論した上で75歳ならそれはそれでもよし。

- 【小川】私も大上さんの意見と大体同じで、通常通りやった方がよい。妹尾さんがしっかりやっ
てくださっていて、年齢もあれだが必要な人材であるというのが含まれている気がしないで
もないが、やっぱりルールはルールで最初にしっかりきちっとやった方がよい。
- 【舟木】一般職員の場合と事務局長は分けた方がよい。一般職員は65歳で良いと思う。企業も近
い将来定年は68歳くらいまで延びると思う。事務局長については、商工会議所、経団連等、
他の団体においては過去において割と長いケースもあったように思う。
- 【中西】逆に、理事会としては事務局長を続けてほしいという思いはあっても、本人がどこか
で区切りをつけたいということも起こりうる。そうしたときに、定年を定めないと、いつどう
いう形で退けばよいか悩まれると思う。それを一つの区切りが定年として、その後続けるか
退くかを考えられるきっかけになる。定年を定めないのでなく、70歳や75歳など、定年
を定めて雇用延長、毎年更新なのか5年毎の更新なのか、という制度にした方が、事務局長を
していただく方にもその方が優しいと思う。
- 【鈴木】どちらかという、これから入ってくる人が対象ということになると、65歳でも決め
たらよい。
- 【舟木】地域づくりまちづくりは企業や役所とは違い、人づくりが大切だと思う。だから適任で
あれば何歳でも良いのでは。今度、理事会メンバーは会長以下みんな交代することになるが、
事務局長まで全部替わってしまうとまち協の運営が機能しにくくなるのではないかと思う。
まちづくりなので、そこまで拘る必要はないと思う。
- 【中西】妹尾さんに頼ってしまっていて良いのか。事務局長が定年を迎えるという区切りの年が
あれば、それに向かって何らかの引き継ぎなどの対応を考えるきっかけや動機になる。定年
がなくずっと続けていってもらえるという、それでずっとずるずる行って良いのだろうか
という問題はやっぱり出てくると思う。何らかの形で定年は設けておいて、そこから何年か雇
用延長する。まち協としても理事会としても、これから先を考える上でのきっかけとなるよ
うな規律の決め方をしていただいた方がよい。
- 【大上】制度として作るということと人により判断することの議論は別。良い人だから定年を設
けず、ずるずる先までいけばいいじゃないかという発想と、就業規則という中で制度を設け
る中でどうするかというのは、中西さんが言われているような話も組織として将来展望を
みていったときに一理だし、今提案されている就業規則は、一般の職員は75歳、事務局長は
定年なしという定めになっている。まず切り離して整理しないとイケない。一般の職員の定
年が75歳というのがどうかという議論と、事務局長が、例えば企業の役員のように定年なし
という制度を設けておいた方がよいという議論と、整理しなければいけない。まず、一般の職
員の75歳はいかなものかなと思う。65歳にして、その中で健康で能力があって、その時
のまち協の会長が認めた場合は理事会に諮って再雇用をすればよい。あとは、事務局長の立
場を企業でいうところの役員扱いにして定年なしとしているが、それでよいのかどうかとい
うのを分けて議論したほうがよい。
- 【中原】法律で希望者は65歳まで雇用を確保せよというのは、年金受給年齢が65歳まで引き上
げられるからで、今後これではもたないということで年金支給年齢を67、68に引き上げる議
論もされている。また一億総活躍社会と言われている中で、まだまだ元気な人を雇用して社
会的に活躍してもらおうという流れの中で、先だって日本老年医学会から65歳から74歳ま
でを準高齢者、75歳以上を高齢者としたらどうかという提言もあった。だから、75歳の定年
でも構わないと思う。
- 【大上】その発想からすると、いっそのこと定年を設けなければよい。しかし組織として雇用契
約を結ぶ際には一般的な65歳にして、それが世の移り変わりの中で年金の支給が延びて70歳
になればその時に70歳に上げればよい。それは雇用されている方にプラスになる。今、これ
が75歳にしておいて、このまま仮にずっと続いたときに、下げようとしたときに、下げられ
なくなるから、時代に応じて延びていったときに臨機応変にすればよい。
- 【中西】一般職員の定年は65歳でよい。その後希望すれば5年毎延長ができるなどの規定を設けて、
5年の雇用延長は理事会で決めたらよい。75歳が高齢者の健康年齢と言われているので、75歳
までは働いていただけたらと思う。
- 【今井】65歳になった時点でご本人から申し出があれば契約延長の形でどうだろうか。今現在は
65歳の定年で。

- 【黒田】世の中は大体、大きい企業は60歳で一旦切って65歳というのが今の流れ。中小企業は手に職があるとか人材確保をなんとかしないといけないといった差し迫った事情がある。この場合はそういう話でもないだろうから、世の中の普通に沿って、65歳あたりで一旦整理して、1年毎に契約していくのが良いと思うが、そのときに健康状態などを勘案して、やる気があってもお断りする場合もあるだろうし、逆の場合もあるだろうし。あまり先のことまで、起こるか起こらないか分からないようなところまで考える必要はない。起こったらそのとき考えればよい。
- 【横山】65歳なら65歳で決めておいて、再雇用は単年度契約とすれば、雇用する側も判断しやすい。雇用されている側も、後一年は頑張れるけど次のときはとなったときに、来てくれと言われても本人が断りやすい理由になると思う。事務局長は75歳でも構わないと思うが、上限については、単年度契約であれば無期が良い。
- 【斎藤】65歳で区切って、それ以降は単年度更新にして限度は設けない。
- 【高岡】定年は基本的には65歳で、それ以降は期限を決めずに一年更新。事務局長もそれと同じで良いのではないか。
- 【山中】後で時代の流れとともに変えるのであれば、今回は65歳としておくというのがよいと思う。
- 【秋本】今のところは、一般職員は65歳の定年でその後は1年ごとに再契約するというものにしておいた方が、後々良いと思う。事務局長については、今は妹尾さんが一生懸命されて皆さん重宝されているが、やがて妹尾さんも何年かしてお辞めになるというときに、後釜の人があの人は77歳まで働いていたのに自分は65歳で辞めさせられた、というような感情が左右する職場であってはならない。ある程度、定年という一つの期限を決めた上で一年毎のその人のやる気、能力を加味した上でお互いが契約していく形にしておいた方がよい。我々も年寄ばかりが理事をやっているが、何十年もしてサイクルが変わると、若い人を中心に、40台50台の方が2代目3代目の家を継がれた時代になってまた変わってくると思う。そういうことを考えると、事務局長であろうが一般職員であろうが、きちっと定年というものを定めておいた方がよい。
- 【結論】一般職員は65歳を定年として、その後は1年ごとに再雇用ができるものとし、事務局長についても同じ扱いとする。この第31条（定年）の条文を変更したものを、3月25日の新旧合同理事会で提示することとする。

以上